

改正

平成17年 3 月31日規則第34号

日高市表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、広く市民の模範となるべき功績のあった個人及び団体を表彰することにより、本市の振興を促進することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について、この規則により表彰する。

- (1) 地方自治の振興に貢献し、その功績が特に優れたもの
- (2) 統計の推進に貢献し、その功績が特に優れたもの
- (3) 消防又は防災の業務に貢献し、その功績が特に優れたもの
- (4) 社会福祉の増進に寄与し、その功績が特に優れたもの
- (5) 児童及び青少年の健全育成に貢献し、その功績が特に優れたもの
- (6) 交通安全、治安維持等に尽力し、その功績が特に優れたもの
- (7) 保健衛生の改善向上に寄与し、その功績が特に優れたもの
- (8) 環境衛生の改善向上に寄与し、又は環境の保全に貢献し、その功績が特に優れたもの
- (9) 産業の振興に貢献し、その功績が特に優れたもの
- (10) 教育、文化又はスポーツの振興に貢献し、その功績が特に優れたもの
- (11) 身の危険を顧みず人命を救助し、又は災害の防止に当たり、その功績が特に優れたもの
- (12) 善行が特に優れ、他の模範となるもの
- (13) その他特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞を添えるものとする。

3 この規則により表彰を受けた者（以下「被表彰者」という。）の氏名（団体にあつては団体名。以下この項において同じ。） 、表彰の内容、事績その他必要な事項は、表彰者名簿に記録し、永久に保存するとともに、被表彰者の氏名、表彰の内容及び事績の概要は、市広報紙等により公表するものとする。ただし、被表彰者（第5条の規定に該当する場合は、当該遺族を含む。）から

あらかじめ公表しない旨の申出があったときは、この限りでない。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、日高市民の日を定める条例（平成4年条例第12号）第2条に規定する市民の日に行う。ただし、特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(追賞)

第5条 この規則により表彰される者（以下「表彰対象者」という。）が表彰前に死亡したときは、追賞し、表彰状及び副賞はその遺族に授与する。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、この規則で定める表彰を受けることができない。

- (1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者
- (2) その他表彰の趣旨に反すると市長が認める者

(被表彰者等に対する待遇)

第7条 被表彰者及び表彰対象者が死亡したときは、その遺族の届出により、市長は相当の礼をもって弔意を表すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被表彰者又は表彰対象者が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、同項に規定する待遇を行わない。

(再表彰)

第8条 被表彰者は、新たな事績に限り表彰することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際既に表彰を受けた者は、この規則の相当規定によって表彰を受けた者とみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第34号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。